



資料1

入曽駅周辺整備事業に関する覚書

狭山市（以下「甲」という。）と西武鉄道株式会社（以下「乙」という。）は、入曽駅周辺整備事業（以下「本事業」という。）に関する基本的事項について、次のとおり覚書（以下「本覚書」という。）を取り交わす。

（相互協力）

第1条 甲と乙は、入曽駅周辺の利便性、回遊性の向上及び入曽駅周辺地域の活性化を図るため、本事業について相互に協力するものとする。

（整備概要）

第2条 本事業のうち鉄道事業に関わる主な整備概要は次のとおりとし、本事業全体の範囲等は別図に示すものとする。

- (1) 東口駅前広場および西口駅前広場（以下「東西駅前広場」という。）の整備
- (2) 東西自由通路（以下「自由通路」という。）の整備
- (3) 入曽駅施設（以下「駅施設」という。）の整備

（整備主体）

第3条 本事業の整備主体は、甲とする。

- 2 乙は、本事業のうち、鉄道事業に影響を及ぼす事項の検討について、甲に協力するものとする。

（東西駅前広場）

第4条 甲は、東西駅前広場を整備するにあたり、乙をはじめとする交通事業者との協議、調整を十分に行い、鉄道と二次交通との結節機能の向上を図るものとする。

（連絡通路）

第5条 甲は、東西駅前広場を結ぶ自由通路の位置、規模等の具体的事項について、乙と別途協議するものとする。

（駅施設）

第6条 駅施設は、甲による請願駅と位置付ける。

- 2 本事業には駅施設整備に支障または不要となる乙所有の既存駅施設の撤去が含まれるものとする。

- 3 甲は、駅施設を整備（既存駅施設撤去を含む）するにあたり、事前に駅利用者、地域住民、関係者等への周知、説明を十分に行い、理解を得るものとする。また、乙は甲が行う説明等に協力するものとする。

(設計、施工及び財産)

第7条 甲と乙は、本事業のうち次の各号について別途協議をおこない、協定を締結する。

- (1) 自由通路、駅施設に関する設計・施工
- (2) 整備後の財産区分、管理区分等の詳細

(費用負担)

第8条 甲は、本事業に要する費用の全てを負担し、乙に対して負担を求めないものとする。

(その他)

第9条 本覚書に定めのない事項及び解釈に疑義が生じた場合は、その都度甲と乙で協議の上処理するものとする。

本覚書成立の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

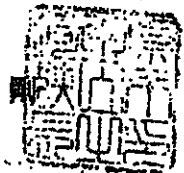
平成30年 2月 9日

甲

狭山市入間川1丁目23番5号

狭山市

狭山市長 小谷野



乙

埼玉県所沢市くすのき台一丁目11番地の1

西武鉄道株式会社

取締役社長 若林 久



入管駅周辺整備事業 概要図



100m

200m

300m

400m

500m



：計画範囲



## 西武鉄道新宿線入管駅における東西自由通路等の整備及び 橋上駅舎化に伴う鉄道施設の改良に関する基本協定書

狭山市（以下「甲」という。）と西武鉄道株式会社（以下「乙」という。）とは、西武鉄道新宿線入管駅（以下「入管駅」という。）における東西自由通路等の整備及び橋上駅舎化に伴う鉄道施設の改良（以下「本事業」という。）に関し、以下のとおり「西武鉄道新宿線入管駅における東西自由通路等の整備及び橋上駅舎化に伴う鉄道施設の改良に関する基本協定」（以下「本協定」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、入管駅周辺整備事業について甲が作成した入管駅周辺整備事業基本計画に基づき、入管駅周辺の利便性、回遊性の向上及び周辺地域の活性化を図るため、本事業に関する基本的事項を定め、甲及び乙が協力して本事業を円滑に進めることを目的とする。

### （内容及び範囲）

第2条 本事業の内容及び範囲は、別紙1及び別紙2に示すとおりとする。なお、詳細については、甲乙間で別途協議する。

### （費用負担）

第3条 甲は、本事業に要する費用の全てを負担し、乙に対して負担を求めないものとする。ただし、従前の駅施設の機能を向上するための整備に要する費用は、乙が負担する。なお、当該費用は、施行協定締結時に確定するものとする。

### （設計及び工事）

第4条 本事業に関する設計及び工事の施工は、乙が行うものとする。

2 前項に関する基本設計、実施設計及び工事の詳細に関しては、甲乙間で別途協定を締結する。

### （東西自由通路）

第5条 甲は、東西自由通路が乙の所有地内に整備されることに鑑み、都市計画法及び道路法における各種制限が発生しないよう、乙と協議するものとする。

### （財産帰属及び維持管理）

第6条 本事業により整備した施設財産の帰属について、東西自由通路等は甲に帰属し、橋上駅舎化に伴う鉄道施設は乙に帰属する。

2 施設の維持管理については、財産の帰属に従い各々が行うものとし、維持管理費用も財産の帰属に従い各々が負担することを前提に別途協議の上、維持管理に関する協定を締結する。



(用地の処理)

- 第7条 乙は、本事業の工事を施工する際に作業用地として必要となる甲の用地を無償で使用することができる。
- 2 甲は、東西自由通路の整備及び維持に必要な乙の用地及び設置空間を自由通路の存続中に限り、無償で使用することができるものとする。なお、甲が使用する乙の用地に課せられた公租公課に関しては、甲乙間で別途協議する。

(秘密保持)

- 第8条 甲及び乙は、本協定の実施過程で知り得た相手方の業務上の秘密情報（文書、口頭、磁気ディスクその他媒体等の伝達手段を問わず、行政運営上、経営上、営業上、技術上その他一切の有用な情報（個人情報保護法第2条第1項に規定する個人情報を含む。）をいう。）について、本協定期間中はもとより本協定終了後も、厳に秘密として保持するものとし、相手方の書面による事前の承諾なしに、本事業を実施する目的以外で利用し、又は第三者（自己の役員、本協定を履行する際に必要な範囲の職員・従業員及び法令上秘密保持義務を負う者以外の者をいう。）に開示し、提供し、又は漏洩してはならない。

(地元対応)

- 第9条 甲は、本事業の計画について、県道入替停車場線の安全対策を含め、事前に駅利用者、地域住民、関係者等への周知及び説明を十分に行い、理解を得るものとする。なお、甲は、周知、説明する内容について、事前に乙の承諾を得るものとする。

(協定の変更)

- 第10条 本協定を変更する必要がある場合には、甲乙協議の上、変更することができる。

(その他)

- 第11条 本協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度甲乙協議の上、定める。

以上、本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成31年 4月 26日

甲 埼玉県狭山市入間川1丁目23番5号

狭山市

狭山市長 小谷野



乙 埼玉県所沢市くすのき台一丁目11番地の1

西武鉄道株式会社

代表取締役 若林

氏



事業内容

1. 東西自由通路等の整備

- (1) 通路、エスカレーター等の整備
- (2) バリアフリー施設の整備等
- (3) 調査測量設計

2. 橋上駅舎化に伴う線道施設の改良

- (1) 駅舎の橋上化に伴い支障又は不要となる既存構造物  
(建物、旅客トイレ、降車橋、バリアフリー設備、エスカレーター、  
駅表機器設備、電線路設備等) の解体撤去
- (2) 駅舎の橋上化
- (3) バリアフリー施設の整備等
- (4) プラットホームの転覆設備
- (5) 電線路設備の改修等
- (6) 調査測量設計

以上

西武鉄道新宿線入曽駅における東西自由通路等の整備及び  
橋上駅舎化に伴う鉄道施設の改良 事業範囲図



【凡例】



1. 東西自由通路等の整備  
(通路、エスカレーター等の整備、バリアフリー施設の整備等)



2. 橋上駅舎化に伴う鉄道施設の改良  
(駅舎の橋上化に伴い支障又は不要となる既存建造物の解体撤去、駅舎の橋上化、バリアフリー施設の整備等、プラットフォームの拡張整備、電線路設備の改修等)



件名

入曽駅周辺整備事業に伴う入曽駅に係る整備に関する基本協定について

このことについて、次のとおり

西武鉄道株式会社と締結して よろしいか伺います。  
します。

市長



副市長



部長



次長



課長



起案者

都市建設部  
都市計画課  
(グループ名)  
入曽駅周辺整備担当

担当グループ内回覧

職名 主幹  
氏名 内野 弘  
電話 2221番



グループ  
リーダー



主担当

副担当



合議

協議事項及び摘要

別紙のとおり

決裁後グル  
ープ内回覧

開示・非開示の区分

開示・部分開示・不開示

文書審査

非公開(部分公開)と  
する理由

条例第 7 条第 5 号に該当



起案・平成 31 年 4 月 4 日

決裁・平成 31 年 4 月 9 日

照合

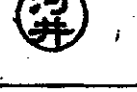
公印

施行  
予定

平成 年 月 日

施行  
発送

平成 31 年 4 月 26 日



(施行上の取り扱い)

秘 至急

フォルダー名 件名に同じ

公印 (省略・印影)

使送・郵送

保存 11 年以上 (年) 10 年 5 年

ファクシミリ・電子メール

3 年 1 年 継

## 起案理由

入管駅周辺整備事業は基本計画に基づき事業を推進しているところでありますが、基本計画に位置付けている東西自由通路整備と入管駅橋上駅舎化につきましては、鉄道敷内又は鉄道敷に近接した場所での工事となりますので、鉄道に対する安全確保、工事の円滑化の観点から、西武鉄道株式会社に設計及び工事を委託する必要があります。そこで、東西自由通路整備と入管駅橋上駅舎化の整備を円滑に進めるため、下記のとおり、西武鉄道株式会社との間で本整備に関する基本的事項を定めた基本協定を締結してよろしいか伺います。

## 記

### 1. 基本協定（案）（別添のとおり）

### 2. 今後の流れ（予定）

①議会に対する基本協定概要報告（平成31年4月上旬）

↓

②基本協定締結（平成31年4月下旬）

↓

③調査・基本設計に関する協定締結

↓

④基本設計（平成31年度）

↓

⑤実施設計に関する協定締結

↓

⑥実施設計（平成32年度）

↓

⑦工事施行に関する協定締結

↓

⑧工事の施工（平成33年から35年）

## 西武鉄道新宿線入曽駅における東西自由通路等の整備及び橋上駅舎化に伴う鉄道施設の改良に関する基本協定書（案）

狭山市（以下「甲」という。）と西武鉄道株式会社（以下「乙」という。）とは、西武鉄道新宿線入曽駅（以下「入曽駅」という。）における東西自由通路等の整備及び橋上駅舎化に伴う鉄道施設の改良（以下「本事業」という。）に関し、以下のとおり「西武鉄道新宿線入曽駅における東西自由通路等の整備及び橋上駅舎化に伴う鉄道施設の改良に関する基本協定」（以下「本協定」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、入曽駅周辺整備事業について甲が作成した入曽駅周辺整備事業基本計画に基づき、入曽駅周辺の利便性、回遊性の向上及び周辺地域の活性化を図るため、本事業に関する基本的事項を定め、甲及び乙が協力して本事業を円滑に進めることを目的とする。

### （内容及び範囲）

第2条 本事業の内容及び範囲は、別紙1及び別紙2に示すとおりとする。なお、詳細については、甲乙間で別途協議する。

### （費用負担）

第3条 甲は、本事業に要する費用の全てを負担し、乙に対して負担を求めないものとする。ただし、従前の駅施設の機能を向上するための整備に要する費用は、乙が負担する。なお、当該費用は、施行協定締結時に確定するものとする。

### （設計及び工事）

第4条 本事業に関する設計及び工事の施工は、乙が行うものとする。

2 前項に関する基本設計、実施設計及び工事の詳細に関しては、甲乙間で別途協定を締結する。

### （東西自由通路）

第5条 甲は、東西自由通路が乙の所有地内に整備されることに鑑み、都市計画法及び道路法における各種制限が発生しないよう、乙と協議するものとする。

### （財産帰属及び維持管理）

第6条 本事業により整備した施設財産の帰属について、東西自由通路等は甲に帰属し、橋上駅舎化に伴う鉄道施設は乙に帰属する。

2 施設の維持管理については、財産の帰属に従い各々が行うものとし、維持管理費用も財産の帰属に従い各々が負担することを前提に別途協議の上、維持管理に関する協定を締結する。

(用地の処理)

第7条 乙は、本事業の工事を施工する際に作業用地として必要となる甲の用地を無償で使用することができる。

- 2 甲は、東西自由通路の整備及び維持に必要な乙の用地及び設置空間を自由通路の存続中に限り、無償で使用することができるものとする。なお、甲が使用する乙の用地に課せられた公租公課に関しては、甲乙間で別途協議する。

(秘密保持)

第8条 甲及び乙は、本協定の実施過程で知り得た相手方の業務上の秘密情報（文書、口頭、磁気ディスクその他媒体等の伝達手段を問わず、行政運営上、経営上、営業上、技術上その他一切の有用な情報（個人情報保護法第2条第1項に規定する個人情報を含む。）をいう。）について、本協定期間中はもとより本協定終了後も、厳に秘密として保持するものとし、相手方の書面による事前の承諾なしに、本事業を実施する目的以外で利用し、又は第三者（自己の役員、本協定を履行する際に必要な範囲の職員・従業員及び法令上秘密保持義務を負う者以外の者をいう。）に開示し、提供し、又は漏洩してはならない。

(地元対応)

第9条 甲は、本事業の計画について、県道入曽停車場線の安全対策を含め、事前に駅利用者、地域住民、関係者等への周知及び説明を十分に行い、理解を得るものとする。なお、甲は、周知、説明する内容について、事前に乙の承諾を得るものとする。

(協定の変更)

第10条 本協定を変更する必要がある場合には、甲乙協議の上、変更することができる。

(その他)

第11条 本協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度甲乙協議の上、定める。

以上、本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

年 月 日

甲 埼玉県狭山市入間川1丁目23番5号  
狭山市  
狭山市長 小谷野 剛

乙 埼玉県所沢市くすのき台一丁目11番地の1  
西武鉄道株式会社  
代表取締役 若林 久

事業内容

1. 東西自由通路等の整備
  - (1) 通路、エスカレーター等の整備
  - (2) バリアフリー施設の整備等
  - (3) 調査測量設計
  
2. 橋上駅舎化に伴う鉄道施設の改良
  - (1) 駅舎の橋上化に伴い支障又は不要となる既存構造物  
(建物、旅客トイレ、跨線橋、バリアフリー設備、エスカレーター、  
駅務機器設備、電線路設備等) の解体撤去
  - (2) 駅舎の橋上化
  - (3) バリアフリー施設の整備等
  - (4) プラットホームの拡幅整備
  - (5) 電線路設備の改修等
  - (6) 調査測量設計

以上

# 西武鉄道新宿線入管駅における東西自由通路等の整備及び 橋上駅舎化に伴う鉄道施設の改良 事業範囲図



【凡例】



- 1. 東西自由通路等の整備  
(通路、エスカレーター等の整備、バリアフリー施設の整備等)



- 2. 橋上駅舎化に伴う鉄道施設の改良  
(駅舎の橋上化に伴い支障又は不要となる既存構造物の解体撤去、  
駅舎の橋上化、バリアフリー施設の整備等、プラットフォームの  
拡幅整備、電線路設備の改修等)